

2023年6月13日

各位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役専務執行役員 戴下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

Yamauchi-No. 10 Family Officeによる当社株式の買増しに関する 不当性及び米国証券取引所法違反の疑いについて

合同会社 Yamauchi - No. 10 Family Office(商号変更前の合同会社 Vpg)、WK 1 Limited、WK 2 Limited 及び WK 3 Limited(以下「YFO ら」と総称します。)は、本日付で、当社株式に関する変更報告書No.14 を提出しました。YFO らは、当社株式合計約 27.19%を保有しておりましたが、同変更報告書によれば、2023年5月29日、5月31日、6月1日及び6月6日に市場内外にて当社株式の買増しを行い、同年6月6日時点で、当社株式合計約 28.51%を保有するに至っております。

YFO らは、2022年5月18日に当社株式に対する公開買付けの開始予定の公表を行い、現時点においてもこれを取り下げておりません。YFO らによる当社株式の買増しが、このように、YFO らによる公開買付けの予告が継続されている中で行われたことは、市場外取引については YFO らと事前に合意した一部の株主からのみ他の株主の皆様には先立って買い付けるものであるとともに、市場内取引も含めて YFO らが公表している公開買付け価格・予定時期とは異なる金額・時期により当社株式を買い付けるものであり、わが国の金融商品取引法 27 条の 5 所定の公開買付け期間中における別途買付け禁止規制の趣旨を潜脱する不当なものです。また、このような買増しは、当社の株主の皆様に対する公開買付け届出書及び公開買付け開始公告を通じた十分な情報開示等がないままに当社の経営支配権を取得するための既成事実を積み上げるものであって、当社の株主共同の利益を害するおそれの大きいものであると言わざるを得ません。

加えて、YFO らは英文サイト(<https://www.rebuildtoyo.com/>)を開設して当社株式に対する公開買付けの開始予定を予告していますが、米国 1934 年証券取引所法(以下「米国証券取引所法」といいます。)上の別途買付けの禁止(Securities Exchange Act of 1934 の 14 条(e)項、米国証券取引委員会規則 14e-5)は予告を含めた公開買付けの公表時から適用されるため、上記の買増しはこれに違反するものであるとの疑いもあります。当社は、YFO らの買増しに関して上記米国証券取引所法違反の疑いがあることについて、米国の著名な法律事務所からも同様の見解を取得しております。

当社の 2023 年 3 月 28 日付け「Yamauchi-No. 10 Family Office による法令違反の疑いに関する関係当局への情報提供について」等でお知らせしたとおり、YFO らが 2022 年 3 月から 4

月までの間に行った当社株式の買集めは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法、不正競争防止法等の法令に違反して行われた疑いがあり、さらに、YFO らは、当社との間で締結された秘密保持契約の違反も繰り返しています。当社は、法令違反の疑いがあり、契約違反を繰り返す YFO らが当社を買収した場合には、当社の企業価値、ひいては当社の株主共同の利益が毀損することは明らかであると考えておりますが、今般 YFO らが当社株式の買増しを実施したことは、当社のこのような懸念をより一層強めるものです。

なお、当社の株価は当社が新中期経営計画を公表した翌日(2023年3月24日)以降、堅調に推移しており、足許では、YFO らが提案している価格である 1,000 円を継続的に上回っています。これは、当社新中期経営計画に対する株主の皆様への信頼が高まっていることによるものと認識しており、また、当社はその実行こそが当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の最大化に繋がると確信しております。当社取締役会はその実現に大きな自信を持っています。

当社は、引き続き YFO らによる当社株式の買増しの状況を注視し、適切なタイミングで当社株主の皆様にお知らせいたします。

以 上